

平成25年(家)第 号 後見開始の審判申立事件

審 判

住

所

申 立 人

本

籍

住

所

本 人

生

本件について、当裁判所は、その申立てを相当と認め、次のとおり審判する。

主 文

- 1 本人について後見を開始する。
- 2 本人の成年後見人として次の者を選任する。

事 務 所 埼玉県鴻巣市松原2丁目2番55号

氏 名 藤村 和也(司法書士)

- 3 手続費用は申立人の負担とする。

平成25年4月17日

さいたま家庭裁判所家事部

裁判官

これは謄本である。

前 同 日

さいたま家庭裁判所家事部
裁判所書記官

審判確定証明書

事件の表示 平成25年(家)第 [] 号
後見開始の審判申立事件

当事者の表示 申立人 []
本人 []

審判年月日 平成25年4月17日

確定年月日 平成25年5月8日

上記のとおり証明する。

平成25年5月9日

さいたま家庭裁判所家事

裁判所書記官 []

登記事項証明書

後見

後見開始の裁判

【裁判所】さいたま家庭裁判所
【事件の表示】平成25年（家）第4[]号
【裁判の確定日】平成25年5月8日
【登記年月日】平成25年5月9日
【登記番号】第[]号

成年被後见人

【氏名】
【生年月日】
【住所】
【本籍】

成年後见人

【氏名】藤村和也
【住所】
【選任の裁判確定日】平成25年5月8日
【登記年月日】平成25年5月9日

上記のとおり後見登記等ファイルに記録されていることを証明する。

平成25年7月9日

東京法務局 登記官

[証明書]